　第９０号議案

　　品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年１１月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

　品川区子ども家庭支援センター条例（令和２年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　第１条中「子育て」を「子育て家庭」に、「事業」を「事業ならびに女性相談」に、「その家庭」を「その家庭ならびに女性」に、「子どもを産み育てる」を「生活する」に、「品川区子ども家庭支援センター（以下」を「品川区子ども家庭支援センターおよび品川区地域子ども家庭支援センター（以下これらを」に改め、「東京都品川区二葉一丁目７番１５号に」を削る。

　第２条を次のように改める。

　（名称、位置および実施する事業）

第２条　センターの名称、位置および実施する事業は、次のとおりとする。

　⑴　品川区子ども家庭支援センター

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 位置 | 実施する事業 |
| 品川区子ども家庭支援センター | 東京都品川区二葉一丁目７番１５号 | １　子どもおよびその家庭ならびに女性に関する総合相談  ２　支援を要する子どもおよびその家庭ならびに女 |
|  | 性への援助  ３　子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する情報の提供  ４　子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する関係機関との連携および調整  ５　その他区長が必要と認める事業 |

　⑵　品川区地域子ども家庭支援センター

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 位置 | 実施する事業 |
| 品川区地域子ども家庭支援センター品川 | 東京都品川区北品川三丁目１１番２２号 | １　子どもおよびその家庭に関する相談  ２　支援を要する子どもおよびその家庭への援助  ３　子どもおよびその家庭の支援に関する情報の提供  ４　子どもおよびその家庭の支援に関する関係機関との連携および調整  ５　その他区長が必要と認める事業 |
| 品川区地域子ども家庭支援センター大井 | 東京都品川区大井二丁目２７番２０号 |
| 品川区地域子ども家庭支援センター荏原 | 東京都品川区西五反田六丁目６番６号 |

２　品川区子ども家庭支援センターは、品川区地域子ども家庭支援センターを統括する。

　　　付　則

　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

　（説明）品川区地域子ども家庭支援センターを設置するとともに、子育て家庭および女性への相談支援体制を強化する必要がある。